

議案第78号

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、通院に係る子ども医療費助成事業の対象者の範囲を拡大する等の必要があるによる。

福岡市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(福岡市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 福岡市子ども医療費助成条例(昭和48年福岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和58年福岡市条例第56号)」の次に「により医療費の助成を受けることができる児童」を加え、「児童」を「子ども」に改める。

第4条第1項中「児童」の次に「のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した認定対象者」を、「相当する額」の次に「(以下「自己負担分相当額」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、3歳に達する日の属する月の末日を経過した認定対象者にあつては、自己負担分相当額のうち1の医療取扱機関等につき次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める額(自己負担分相当額が当該各号に定める額に満たないときは、自己負担分相当額)については、助成しない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合 1月につき600円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 1月につき1,200円

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次

に次の2項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、認定対象者が入院した場合は、当該入院に係る自己負担分相当額の全額を助成する。
- 3 第1項ただし書の場合においては、1の医療取扱機関等で歯科及び歯科以外の医療に関する給付が行われたときは当該医療に関する給付は2の医療取扱機関等で行われたものとみなし、薬局は医療取扱機関等でないものとみなす。

(福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部改正)

第2条 福岡市重度障がい者医療費助成条例(昭和49年福岡市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による医療支援給付を受けている者

第3条第2項第4号中「6歳に達する日以後の最初の3月31日」を「3歳に達する日の属する月の末日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第2条中福岡市重度障がい者医療費助成条例第3条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の福岡市子ども医療費助成条例(以下「改正後の子ども医療費助成条例」という。)及び第2条の規定による改正後の福岡市重度障がい者医療費助成条例(以下「改正後の重度障がい者医療費助成条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(施行日前における対象者の認定等)

- 3 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、施行日以後の子どもの医療費の助成について、改正後の子ども医療費助成条例又は改正後の重度障がい者医療費助成条例の規定の例により対象者を認定し、又は対象者証を交付することができる。